

一般社団法人広島県病院薬剤師会 慶弔規程

第1条 この規定は、一般社団法人広島県病院薬剤師会の慶弔についてその基準を定めることを目的とする。

第2条 会員の慶弔については、次のとおりとする。

<慶事>

- (1) 名誉会員、有功会員、正会員、特別会員が大臣、知事、一般社団法人日本病院薬剤師会などの表彰を受けたとき、祝金を贈る。

<弔事>

- (1) 名誉会員、有功会員、正会員、特別会員が死亡した場合
1. 弔電、2. 香典等を贈る。

第3条 本規定に定めない事項については、会長および副会長の判断により決定し、事後、理事会に報告するものとする。

附則

1. 1989年改正
2. 2003年改正
3. 2007年改正
4. 2012年改正
5. 2018年改正（一般社団法人への移行に伴う改正）

上記規定の運用については、一般社団法人広島県病院薬剤師会の地区担当理事または事務局に連絡をお願いします。